

暮らしのお知らせ

戸籍の届け出

手続きは市民課・支所の窓口で

戸籍は、日本人の出生から死亡までの身分関係を登録し証明するものです。

子どもが生まれたとき、結婚・離婚するとき、家族が亡くなったときなどは、市民課(市役所1階)または下総・大栄支所に届け出をしてください(遠山・赤坂分室では受け付けできません)。

届け出をするときは、次のことに注意してください。また、外国籍の人は届け出の種類や国籍に



よって必要な書類が異なるため、市民課 ☎20・15255)へ問い合わせてください。

○出生届：子どもの名前には、常用漢字・人名用漢字・ひらがな・カタカナを使用する

○死亡届：使用する火葬場を決めてから届け出をする

○婚姻届：届け書に成人の証人(2人)が署名する。未成年者は父母の同意書を用意する

○離婚届：協議離婚のときは、届け書に成人の証人(2人)が署名する。離婚後も婚姻時の氏を称するとき、離婚の日から3カ月以内に「離婚の際に称していた氏を称する届」を提出する

本人確認が必要です

婚姻届・離婚届・養子縁組届・養子縁組届・認知届を提出する際は、届け出にきた人の本人確認を行います。

マイナンバーカードや運転免許

証、顔写真付きの住民基本台帳カード、パスポート、保険証など、本人確認ができる物を持ってきてください。

休日の届け出

日曜日の午前8時30分～午後5時15分は、市民課で届け書を受け付けます。

それ以外の時間帯は休日夜間受付(市役所地下1階)で届け書を預かり、翌開庁日に審査した後、受理します。受理日は休日夜間受付で預かった日となります。添付書類が不足している場合などは、再度来てもらうことがあります。

※くわしくは市民課(☎20・1525)へ。

自動車税

滞納は見逃しません

県では、自動車税(種別割)の未納額の縮減のため、1月までを滞納整理強化期間とし、給与・預貯金・自動車などの差し押さえを強化しています。

未納の場合は、至急納付してください。新型コロナウイルス感染

症や災害などの影響により、納付が困難な人は猶予される場合がありますので、佐倉県税事務所(☎043・483・1150)へ相談してください。

※くわしくは同事務所へ。

成田空港の更なる機能強化 騒音対策事業の 対象を拡大

成田空港の更なる機能強化に伴い、空港会社などによる防音工事が受けられる騒音法第一種区域と、共生財団による空調設置などが受けられる隣接区域が拡大され、令和2年4月1日時点で区域内に所在する住宅が助成対象となりました。

また、共生財団による内窓設置工事の対象区域が拡大され、A・B滑走路の騒音法防止地区、防止地区に挟まれた谷間地域、A滑走路防止地区西側の一部地域が対象となりました。

騒音対策の内容や申請手続きなどについては、空港対策課(☎20・1521)へ相談してください。
※くわしくは同課へ。

狩猟解禁

事故防止に努めて

11月15日(月)から狩猟期間が始まります。対象地域では、わなや銃器などによる狩猟が行われることがあります。

山林などに出掛ける場合は、事前に対象地域を確認したり、目立つ色の服を着用したりして、事故防止に努めてください。また、ハントターの皆さんはマナーを守り、安全な狩猟に努めましょう。

狩猟期間 11月15日(月)～2月15日(火)

対象地域 市街地・鳥獣保護区・休猟区・公道・公園・寺社境内・墓地を除く市内全域

※くわしくは自然保護課(☎043・223・2972)へ。



ウォームビズ

省エネ対策をしています

市では、11～3月に、省エネ対策としてウォームビズ(室温20℃を目安とした空調の稼働、フリースなどの重ね着や膝掛けなどを活用した、過度に暖房に頼らない執務)を実施しています。

皆様のご理解ご協力をお願いします。

※くわしくは環境計画課(☎20・1533)へ。

給与支払報告書の様式

11月8日から配布します

令和4年度給与支払報告書の様式を、11月8日(月)から市民税課(市役所2階)で配布します。10

0部以上必要な場合は、事前に同課(☎20・1513)へ問い合わせてください。

なお、そのほかの年末調整関係用紙は国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)で配布します。

※くわしくは、給与支払報告書の様式については市民税課、そのほかの年末調整関係用紙については成田税務署(☎28・5151)へ。

税を考える週間

国税庁の取り組みを紹介

11月11日(木)～17日(水)は税を考える週間です。

税務行政に対する知識と理解を深めてもらうため、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)で国税庁の取り組みなどを分かり

やすく最新のデータで紹介するか、税務職員の業務を映像で紹介しています。

※くわしくは成田税務署(☎28・5151)へ。

女性に対する暴力をなくす運動

一人で抱え込まずに相談を

11月12日(金)～25日(木)は女性に対する暴力をなくす運動期間です。

これに合わせ、法務局職員や人権擁護委員が対応する女性の権利ホットラインでは、時間を延長して相談に応じます。

女性の権利ホットライン

日時 11月12日(金)～18日(木) 午前8時30分～午後7時(13日(土)・14日(日)は午前10時～午後5時)

内容 配偶者などからの暴力、ストーカー被害など、女性人権問

題に関する相談

電話番号 0570・0700・810

県女性サポートセンター

日時 24時間年中無休

内容 配偶者などからの暴力や家庭・生活などに関する相談

電話番号 043・206・8002

※くわしくは各相談窓口へ。

みんなでいっしょに自然の電気

割安な料金で環境にやさしく

県では、太陽光や風力などの自然の電気を共同購入することで、割安な料金で利用できるキャンペーンを実施しています。

家で過ごす時間が増えた今こそ、環境にやさしい自然の電気に切り替えませんか。

現在契約している電力会社からの切り替え手続きなどもサポートします。

申し込み方法 11月31日(月)までに、みんなでいっしょに自然の電気事務局ホームページ(<https://group-buy.metro.tokyo.lg.jp/energy/shutoken/home>)から参加登録をする。後日、見積額をお知らせしますので、契約を

切り替える場合は2月15日(火)までに同ホームページから手続きしてください。

※くわしくは同事務局(☎0120・267・100、携帯電話の場合は☎0570・058・100)へ。

ちびの食育月間

食生活の大切さを考える

県では、旬の地元食材が豊富に出回る11月をちびの食育月間とし、食育の普及・啓発を行っています。

この機会に、食に関する正しい知識を身に付け、食生活の大切さを考えましょう。

※くわしくは農政課(☎20・1541)へ。

市長日誌

10月1日(金)～15日(金)

2日	印旛沼クリーンハイキング開会式 橋本大輝選手・並木月海選手写真展～東京オリンピック選手の記録～オープニングセレモニー
7日	秋季グラウンド・ゴルフ大会
9日	成田スポーツフェスティバル開会式
11日	国際医療福祉大学・印旛市郡医師会・成田市医師団地域連携連絡会議 高齢者クラブ連合会表彰式
12日	防犯まちづくり推進協議会 POPラン大会実行委員会
14日	行政改革推進委員会
15日	印旛郡市広域市町村圏事務組合正副管理者会議



セレモニーでテープカット(2日)



動物による危害防止対策強化月間

飼い主は責任をもって

動物を飼っている人は、次のことに注意しましょう。

- 犬を飼うときは必ず登録し、狂犬病予防注射を毎年受けさせる
- 犬の放し飼いはしない
- 犬の散歩は短い引き綱を付け、動きを制御できる人が行い、散歩中にした排せつ物は持ち帰る
- 猫は室内で飼う
- 動物に迷子札などを付け、飼い主が分かるようにする

捨て犬・捨て猫の禁止

動物を捨てる行為は犯罪で、法律で100万円以下の罰金が科されます。捨てられて保護された犬・猫は、引き取る人がいないと



人と動物が共に暮らしていくために

処分されます。ペットは責任をもって最期まで面倒を見ましょう。

危険な動物の飼育禁止

一部の猿・蛇などの人に危害を加える可能性がある危険な動物は現在飼育している人を除き、原則飼育が禁止されています。これまでは許可を得て飼育することができましたが、ルールが変更されたので注意してください。

※くわしくは環境衛生課 ☎20・1531へ。

大気汚染防止のための冬期対策

車の使用は控えめに

県では、11～1月を大気汚染防止のための冬期対策期間としています。冬期は大気がよくみ、汚れやすくなります。大気汚染物質の一つである窒素酸化物の排出削減対策のため、次のことを心掛けましょう。

- 公共交通機関の積極的な利用
 - 車の使用時はアイドリング・ストップなどのエコドライブを行う
 - 車の購入時には低公害車を選ぶ
- ※くわしくは環境対策課 ☎20・1532へ。

新型コロナウイルス感染症情報

自宅療養者を支援します

市では、自宅療養者などを支援するための生活支援相談窓口を設置しています。

支援期間＝保健所に自宅療養などを指示された期間

対象＝市内在住の自宅療養中または入院・ホテル療養の調整中の人で、親族や知人などから支援を受けることが難しい人(濃厚接触者は原則対象外)

支援内容

- 電話による生活支援相談
- 3日分の食料・日用品の配送(1人1回まで)
- お弁当の配送(実費)

○そのほか必要に応じた支援

※感染状況が落ち着いてきていることから、土・日曜日、祝日の相談窓口については当面の間休止します。今後の感染状況によっては再開する場合があります。くわしくは下記の問い合わせ先へ。

問い合わせ先

○成田市新型コロナウイルス感染症生活支援相談窓口(健康増進課内) ☎27-1111 FAX27-1114 (平日の午前8時30分～午後5時15分)

ワクチン接種は医療機関で

ワクチン接種を希望する人は、医療機関で個別接種の予約をすることができます。市ホームページ(https://www.city.narita.chiba.jp/kenko_fukushi/page0136_00129.html)で予約の受け付け状況を確認し、医療機関に直接予約してください。

なお、市の施設などで行っていた集団接種は、ファイザー社製ワクチンの供給量の減少により、新規の予約受け付けを見合わせています。



医療機関一覧

ワクチン接種に関する問い合わせ先

*10月22日時点の情報です

市が行う接種については

○成田市新型コロナウイルスワクチン接種対策室 ☎33-7611 (平日の午前8時30分～午後5時15分)

ワクチン接種全般については

- 厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター ☎0120-761770 (午前9時～午後9時)
- 県新型コロナワクチン副反応等専門相談窓口 ☎03-6412-9326 (24時間年中無休)